

○やまと広域環境衛生事務組合報酬及び費用弁償に関する条例

(平成24年1月26日条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第203条第4項及び第203条の2第4項の規定に基づき、議会の議員に対する議員報酬及び費用弁償並びに非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬を受ける者及び報酬の額は、別表に掲げるところによる。

(報酬の支給方法)

第3条 年額報酬は、年度末までに支給するものとし、日額報酬は、出務に応じて臨時に支給する。

2 年額報酬を受ける者が年の中で職に就き、又は離職した場合には、その年分の報酬については、日割りにより支給すべき報酬を算定する。

3 前条の規定による報酬を受ける職員が職を離れた後法律の定めるところにより、なお、その職務を行う場合にあっては、引き続き報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 第2条の規定による報酬を受ける職員には、費用弁償をする。

2 前項の費用弁償の額は、御所市職員等の旅費に関する条例（昭和33年御所市条例第47号。以下「旅費支給条例」という。）に規定する旅費相当額とする。

3 前項の費用弁償の支給は、旅費支給条例の適用を受ける職員の旅費支給の例による。

(補則)

第5条 この条例は、一般職に属する職員であって第2条の規定による報酬を受ける職員を兼ねる者については適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例は、平成23年3月1日から適用する。

附 則（平成24年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前のやまと広域環境衛生事務組合報酬及び費用弁償に関する条例（以下「旧条例」という。）において報酬の額が年額で定められている者のうち、この条例による改正後のやまと広域環境衛生事務組合報酬及び費用弁償に関する条例においてその額が日額で定められるものの令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの期間に係る報酬の額は、旧条例の規定による報酬額の日割額とする。

別表（第 2 条関係）

職 名		区 分	金 額（円）
議会の議員	議 長	日 額	8, 0 0 0
	副議長	日 額	6, 0 0 0
	議 員	日 額	6, 0 0 0
監 査 委 員	学識経験者	年 額	1 0, 0 0 0
	議 会 議 員	年 額	5, 0 0 0
公平委員会	委員長	日 額	6, 0 0 0
	委 員	日 額	5, 0 0 0
情報公開審査会委員		日 額	5, 0 0 0
その他の条例に基づく委員		日 額	1 0, 0 0 0